

法令による保全に関する業務の一覧

点 検 等 の 対 象		点 検 内 容	点検回数	規 定 法 規	点 検 資 格 者 等	備 考
エレベーター	積載荷重が0.25トン以上1トン未満	定期自主点検	年1回	クレーン等の安全規則第154条、第159条	防火対象物の内政令（第36条第2項）で定めるものは消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させる。	
給水設備	給水設備	給水タンクの清掃（受水槽、高置水槽）	年1回	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条、同施行規則第3条、第4条、第4条の2～第4条の5		共同住宅3,000㎡以上
		飲料用水質の検査	6月 1回			
		遊離残留塩素の検査	週1回		有資格者でかつ実務経験のある者	
簡易専用水道		水槽の清掃	年1回	水道法第34条の2 同施行規則第55条、第56条		簡易専用水道とは、受水タンクの合計容量が10㎡を超えるものをいう
		施設の外観検査	日1回			
		水質検査記録 記録の保存				
事業用電気工作物		保安規定を定め自主定期点検		電気事業法第42条	電気主任技術者	特別高圧受変電設備、高圧受変電設備、二次変電設備、自家発電設備等
ガス湯沸器		消費機器の技術上の基準	3年1回	ガス事業法第159条 同施行規則第197条	ガス供給事業者	
消防用設備等	消火器具 誘導灯及び誘導標識 消防用水	機器点検	6月 1回	消防法第17条の3の3 消防法告示（昭和50年第3号）	防火対象物の内政令（第36条第2項）で定めるものは消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させる。 その他は自ら点検する。	
	屋内消火栓設備 粉末消火設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 非常警報器具及び設備 避難器具 排煙設備 連結散水設備 連結送水管 非常電源（非常電源専用受電設備） 非常電源（自家発電設備） 非常電源（蓄電池設備） 非常コンセント設備 操作盤	機器点検	6月 1回 年1回			
	総合点検					
	配線	総合点検	年1回			

■ 建築基準法及び関連法令等に規定する定期点検報告等は当該規定によるものとする。

保守管理業務一覽表

No.1

[illegible]

保守管理業務一覽表

No.2

[illegible]

5 3 6

保守管理業務一覽表

No.5

[illegible]

[illegible]

保守管理業務一覽表

No.6

[illegible]

